



NPO法人等における 代表者住所非表示措置の導入に向けて

新公益連盟

2026年2月5日

背景①: NPO代表者住所表示の現状とリスク



- 現在、**法人の登記簿には代表者の住所が記載・表示**されており、第三者が容易に個人住所を取得できる状態にある。
- NPO法人など社会課題の解決に取り組む団体は、活動内容が社会的関心を集めやすく、賛否を伴うテーマ(例:子ども・女性・貧困・人権・難民支援など)を扱うことも多い。
- そのため、SNS等を通じた誹謗中傷や個人攻撃の対象となる事例が増えており**代表者や家族が嫌がらせや危害の対象**となる深刻なリスクが現実化している。
- 近年、地方においてもNPO法人をはじめとする社会課題の解決・新しい社会の創造を目指す法人が増加しており、会員の活動は都市部に限定されず、全国的に広がりを見せている。このような状況下では、地域を問わず、法人代表者の個人情報適切に保護する仕組みが求められている。



主な被害例(新公益連盟 加入団体アンケート調査より)

- **寄付者からのストーキング被害**

寄付者から好意を寄せられネット上で**ストーキング被害**を受けた際に、自宅まで押しかけられないか不安を感じたり、代表者の住所として一方的に住所などをSNSで公開された。

- **脅迫・暴力的メッセージの受信と自宅の訪問**

殺人・強姦の意思が明確に記載された脅迫メールの受信や**突然の訪問**を経験。

- **現場支援に伴う危険**

若者支援をする中で、**非行傾向のある若者が代表個人の住所を調べて家に訪問**してくることや、**敵対心**を持つ攻撃的な集団などが家の前で張り込みや偵察をするなど危機が及んでいる。

背景②:株式会社における非表示措置の創設



- 令和6年10月1日から、商業登記規則の改正により、株式会社の代表取締役住所の一部を非表示(都道府県・市区町村まで表示)とすることが可能になりました。
- 一方で、NPO法人を含むその他の法人では同様の措置が認められていません。

根拠法令	代表者住所の扱い	主な法人例
商業登記規則	一部非表示可 (都道府県・市区町村までは表示)	株式会社
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	非表示不可	一般社団法人 一般財団法人
組合等登記令	非表示不可	NPO法人 社会福祉法人 医療法人 等

要望：代表者住所の非表示措置を NPO法人にも



- **非表示対象法人の拡大**

株式会社に導入された代表者住所非表示措置を、NPO法人等の非営利法人にも適用してください。

社会的活動を担う団体の代表者も、同様の安全確保が必要です。

- **過去住所の非表示**

現住所だけでなく、過去住所・過去代表者の住所も対象とし、個人情報に過去分から追跡されない仕組みをお願いします。

登記簿に過去住所が残ることで、本人や家族が物理的・心理的な危険にさらされる恐れがあります。

- **任意のタイミングでの申請を可能に**

現行制度では非表示申請できるタイミングが登記変更時などに限られますが、必要に応じていつでも非表示申請できる仕組みを求めます。

被害や脅迫など緊急対応が必要な場合はもちろん、不安を感じる段階においても迅速に安全を確保できるようにするためです。

- なお、悪意のある法人が住所非開示の申請行ったとしても、訴訟手続き等において弁護士法人などが住所表示について手間がかからないように配慮されたい